

第2 調査結果

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーは重要な低炭素の国産エネルギー源であり、平成24年7月に施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）に基づく固定価格買取制度等により、その利用促進が図られている。</p> <p>(1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p> <p>再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、電気使用者が支払う賦課金を原資として、再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気（以下「再生可能エネルギー電気」という。）を、電気事業者が一定の期間、固定価格で買い取る制度である。</p> <p>再生可能エネルギー電気は必ずしも供給が安定せず、化石燃料由来の電気に比べれば割高であるため、電気事業者が進んでこれを利用しようとする誘因が乏しい。また、再生可能エネルギー発電設備の設置費用を回収できる価格で電気事業者が再生可能エネルギー電気を買収する保証もないことから、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者が設備投資をちゅうちよし、設備の大量導入によるコストダウンも進まないという課題があった。</p> <p>こうした課題を解消するため、固定価格買取制度では、電気事業者が、再生可能エネルギー電気を一定の期間にわたり固定価格で買い取る契約を申し込まれたときは、正当な理由がある場合を除き、契約の締結を拒んではならないこととし（法第4条）、電気事業者が、その電力系統に再生可能エネルギー発電設備を接続することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、拒んではならないこととしている（法第5条第1項）。買取期間及び買取価格については、経済産業大臣が、毎年度、当該年度の開始前に、通常要すると認められる費用等を基礎に発電事業者が受けるべき適正な利潤等を勘案し、経済産業省に置かれる調達価格等算定委員会の意見を尊重等して定めることとしている（法第3条）。また、再生可能エネルギー発電設備については、一定の期間にわたり安定的かつ効率的に発電することが求められるため、経済産業大臣が、一定の要件を満たしていることの認定を行っている（法第6条）。</p> <p>他方、買取義務を課せられた電気事業者は、自らの効率化努力では回避し難い支出を強いられることになる。この点、再生可能エネルギー</p>	<p>表1-①</p> <p>表1-②</p>

一電気の利用促進は、温室効果ガスの排出量削減などの形で電気使用者が利益を享受することとなることから、電気事業者の支出については、賦課金という形で電気使用者に転嫁することとしている（法第 16 条）。加えて、地域により再生可能エネルギー電気の賦存量が異なることによる電気使用者の負担の不公平を回避するため、電気使用者が支払う賦課金の単価は全国一律のものとし、毎年度、年度の開始前に、当該年度の買取電力量等を見込んで経済産業大臣が定めることとしている（法第 12 条第 2 項）。

また、再生可能エネルギー発電設備が多い地域にある電気事業者は買取額の合計額が賦課金の合計額よりも多くなり、逆の場合には賦課金の合計額が買取額の合計額よりも多くなるのが想定される。このため、電気事業者間の費用負担の平準化を目的に、経済産業大臣から全国を通じて一個に限り指定された費用負担調整機関が、経済産業大臣の監督の下、電気事業者間の費用負担を調整することとしている（法第 19 条）。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の導入状況等

ア 再生可能エネルギー発電設備の導入状況

固定価格買取制度開始前（平成 24 年 6 月末）までの再生可能エネルギー発電設備の導入量（運転を開始した発電設備の容量）は約 2,060 万 kW であった。同制度開始後、新たに認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の導入量は、平成 27 年 3 月末時点で、約 1,876 万 kW となっており、合計では約 3,936 万 kW であり、同制度開始前の約 1.9 倍の導入量となっている。

表 1-③

増加した導入量約 1,876 万 kW の内訳をみると、太陽光発電設備がそのほとんどを占めており（約 1,811 万 kW（約 96.5%））、さらに、太陽光発電設備の内訳をみると、出力 10kW 以上の太陽光発電設備がそのほとんどを占めている（約 1,501 万 kW（約 82.9%））。

なお、総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合をみると、平成 23 年度には 10.4%（9,550 億 kWh のうち 996 億 kWh）であったものが、26 年度には 12.2%（9,101 億 kWh のうち 1,113 億 kWh）となっている。

表 1-④

イ 買取価格の状況

買取価格は、発電設備の区分（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス）、設置の形態及び規模ごとに設定されている。太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー電気の買取価格については、太陽光パネルの価格低下等を踏まえて年々低下（出力 10kW 以上の場合、平成 24 年度は 40 円/kWh であったものが 27 年 7 月以降は 27 円/kWh）しているが、その他の発電設備に係る買取価格については、制度導

表 1-⑤

入時から据え置かれている。

ウ 賦課金の状況

賦課金単価は、平成 24 年度は 0.22 円/kWh、25 年度は 0.35 円/kWh、26 年度は 0.75 円/kWh 及び 27 年度は 1.58 円/kWh となっている。

平成 27 年度では、電気使用量が 300kWh/月の標準家庭の場合、賦課金月額が 474 円、年額は 5,688 円となり、賦課金総額は約 1 兆 3,222 億円となる見込みである。

また、これまでの賦課金総額の実績は、平成 24 年度は 1,302 億円、25 年度は 3,190 億円及び 26 年度は 6,360 億円となっている。

(3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営の改善

経済産業省では、固定価格買取制度の運用実態を踏まえ、これまで以下のような運営の改善を行ってきた。

ア 太陽光発電設備の場所及び設備が未決定の場合の認定の取消し・失効

平成 26 年度までに認定を受けた太陽光発電設備については、設備認定時又は電力会社への接続契約申込時のいずれか遅い方の買取価格が適用されることとなっており（平成 24 年経済産業省告示第 139 号第 1 項、第 2 項及び第 3 項）、設備認定を受けてから接続契約を申込み場合が多いことから、通常は接続契約申込時の買取価格が適用されている。太陽光発電設備の中には、設備認定を取得し、接続契約を申し込んで買取価格を確定させておきながら、太陽光パネルの価格の低下を見込んで発電設備の発注等を行わない案件が存在するといわれている。太陽光パネルの価格低下等を反映して太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー電気の買取価格が年々低下していることから、認定を受けながら理由なく着工に至らない太陽光発電設備について一度適用された買取価格の適用を維持することは、発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担を増加させるおそれがある。

このため、経済産業省は、平成 24 年度及び 25 年度に認定を受けた出力 400kW 以上の太陽光発電設備を対象に、法に基づく報告徴収を実施し、その結果、場所及び設備が未決定であると認められたものについては、聴聞を経た上で認定を取り消すこととした。

また、平成 26 年度からは、認定後一定期間を経てもなお場所及び設備の決定が書類により確認できない出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、原則として認定が失効する取扱いとした。

イ 「分割案件」の不認定

出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、電気事業法（昭和 39

表 1-⑥

年法律第 170 号) に基づく電気主任技術者の選任、工事着工前までの保安規則の届出等の安全規制がかかることなどから、本来であれば出力 50kW 以上の規模である太陽光発電設備を、同一の場所において出力 50kW 未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請する案件が存在するといわれている。

また、上記アのとおり、平成 26 年度からは、認定後一定期間を経てもなお場所及び設備の決定が書類により確認できない出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、原則として認定が失効する取扱いとしており、出力 50kW 未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請することは、一定期間内の場所及び設備の確保義務の履行を回避することにもなる。

このため、経済産業省は、発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の発電設備を設置しようとするいわゆる「分割案件」については、平成 26 年度から、原則として認定しないこととした(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「施行規則」という。)第 8 条第 1 項第 13 号)。

ウ 太陽光発電設備に適用される買取価格の決定時期等の見直し

上記アのとおり、認定を受けながら理由なく着工に至らない太陽光発電設備について一度適用された買取価格の適用を維持することは、発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担を増加させるおそれがある。

このため、経済産業省は、太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー電気の買取価格の決定時期を発電設備の運転開始時により近づけるため、平成 27 年から、買取価格の決定時期を「接続契約申込時」から「接続契約締結時」に変更するとともに、発電出力の増加等を行った場合には、その時点での買取価格を適用することとした。

エ 出力制御ルールの見直し

電力の需要と供給のバランスが崩れると停電などの事故が発生し、電力の安定供給に支障をきたすおそれがある。このため、電気事業者は、自らの発電設備の出力抑制等を行ったとしても電力の供給が需要を上回る場合、出力 500kW 以上の太陽光・風力発電設備に対して、年間 30 日を上限に無補償で出力抑制を求めることができることとされていた。

しかし、北海道において、認定された太陽光発電設備を全て接続すると、電気の需要と供給のバランスが崩れ、電気の安定供給に支障をきたすおそれが生じたことから、経済産業大臣が指定した電気事業者(指定電気事業者)は、出力 500kW 以上の太陽光・風力発電

表 1-⑦

表 1-⑦ (再掲)

設備のうち経済産業大臣が指定した発電設備については、年間 30 日を超えても無補償で出力抑制を求めることができるとし、経済産業大臣は、平成 25 年 7 月に、北海道電力株式会社を太陽光発電設備について指定電気事業者指定している。

また、平成 26 年 9 月に、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社においては、接続申込分を全て接続した場合、上記の出力 500kW 以上の発電設備の出力制御ルールを適用してもなお電力の需要と供給のバランスが崩れ、電力の安定供給が困難となるおそれがあることから、接続可能量を見極める検討を行うため、接続申込みに対する回答を当分の間保留する等の事態が発生した。同じ 9 月には、沖縄電力株式会社が、再生可能エネルギー発電設備の接続申込みが接続可能量の上限に達した旨を公表した。

このため、経済産業省は、各電力各社の接続可能量を検証するとともに、きめ細かく出力制御を行うことによって再生可能エネルギーの接続可能量を拡大するため、北海道電力株式会社に加え、東北電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社並びに接続可能量の検証を行った北陸電力株式会社及び中国電力株式会社についても、平成 26 年 12 月に、太陽光発電設備について指定電気事業者指定した。さらに、平成 27 年 1 月から、出力抑制の対象範囲を 500kW 以上の太陽光・風力発電設備から全ての太陽光・風力発電設備に拡大するとともに、出力抑制の単位を日単位（年間 30 日）から時間単位（年間 360 時間等）に変更した。

オ 電力系統の接続枠の「空押さえ」の防止

固定価格買取制度開始以降、事業化の熟度が低い案件であっても、正式な接続契約締結前に電力系統の接続枠を確保できる場合があったため、接続枠を確保したまま事業化に至らない、接続枠のいわゆる「空押さえ」となる案件がみられた。

このため、経済産業省は、平成 27 年 1 月から、接続契約締結時に電力会社が接続枠を確定させることとした上で、発電事業者が、接続契約締結後 1 か月以内に工事費負担金を支払わない場合又は接続契約締結時に定めた再生可能エネルギー電気の供給開始予定日までに特段の理由なく供給を開始しない場合には、電力会社が接続契約を解除できることとした。

(4) 固定価格買取制度の在り方についての見直しの必要性

政府は、エネルギー基本計画を変更した場合には、その内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギーの利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必

表 1-⑦（再掲）

表 1-②（再掲）

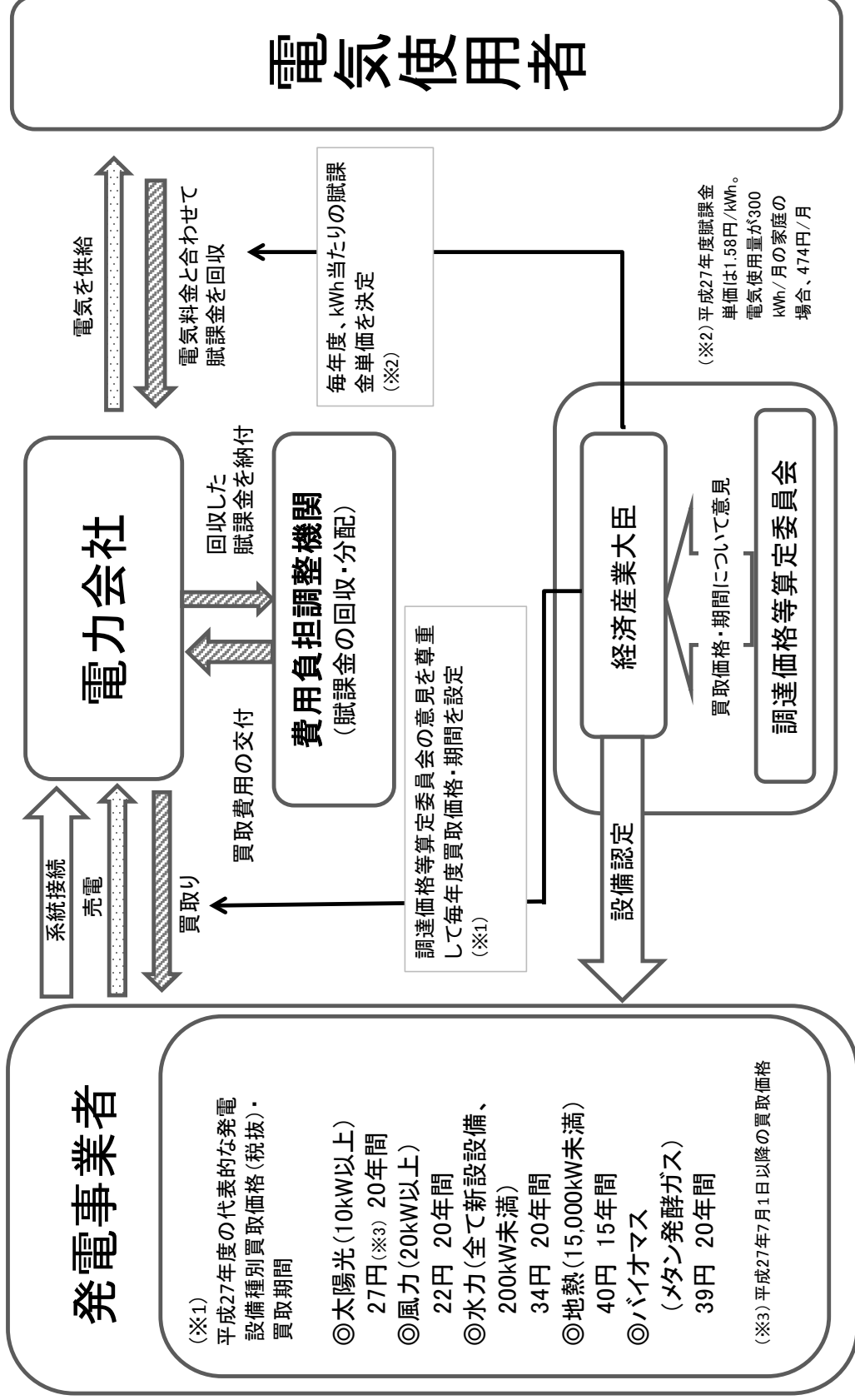
要な措置を講ずることとされている（法附則第10条）。

平成26年4月にエネルギー基本計画が変更されたが、変更後の「エネルギー基本計画」（平成26年4月11日閣議決定）では、「固定価格買取制度等の再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度について、（略）再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を、最適な形で両立させるような施策の組合せを構築することを軸として、（略）総合的に検討」するとされており、平成26年6月から経済産業省総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会において総合的な検討が行われている。

また、平成27年7月16日に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」では、「固定価格買取制度については、再生可能エネルギー導入推進の原動力となっている一方で、特に太陽光に偏った導入が進んだことや国民負担増大への懸念を招いたこと、電力システム改革が進展すること、電力の安定供給への影響等も勘案し、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、再生可能エネルギー間のバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう制度の見直しを行う」とされている。

再生可能エネルギーについては今後とも増加が見込まれる一方、太陽光に偏った導入や電力会社への接続の制約等が認められることから、再生可能エネルギーの利用の促進と電気使用者の負担増加の抑制を両立するため、速やかに固定価格買取制度の在り方について見直しを行う必要がある。

表1-① 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の仕組み



(注) 経済産業省等の資料に基づき当省が作成した。

表 1-② 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する法令

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法<抜粋>
(調達価格及び調達期間)

第 3 条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることができる。

2 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、第六条第一項の認定に係る発電（同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。）に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（以下「特定供給者」という。）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

3・4 (略)

5 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

6～9 (略)

(特定契約の申込みに応ずる義務)

第 4 条 電気事業者は、特定供給者から、当該再生可能エネルギー電気について特定契約（当該特定供給者に係る認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間（当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間）にわたり、特定供給者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約を

いう。以下同じ。)の申込みがあったときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める 正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒んではならない。

2～4 (略)

(接続の請求に応ずる義務)

第5条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第三十九条第二項において同じ。)とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

- 一 当該特定供給者が当該接続に必要な費用であつて経済産業省令で定めるものを負担しないとき。
- 二 当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。

2～4 (略)

(再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等)

第6条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。
- 二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2～8 (略)

(納付金の額)

第12条 前条第一項の規定により電気事業者から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。)に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎とし、第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第十六条の賦課金の額を勘案して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3・4 (略)

(賦課金の請求)

第16条 電気事業者は、納付金に充てるため、当該電気事業者から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2 前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

(費用負担調整機関の指定等)

第19条 経済産業大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次項に規定する業務（以下「調整業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、費用負担調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

一～五 (略)

2 調整機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 電気事業者から納付金を徴収し、その管理を行うこと。
- 二 電気事業者に対し交付金を交付すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3～5 (略)

附 則

(見直し)

第10条 政府は、東日本大震災を踏まえてエネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画（以下この条において「エネルギー基本計画」という。）が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、前項の規定により必要な措置を講じた後、エネルギー基本計画が変更されるごと又は少なくとも三年ごとに、当該変更又は再生可能エネルギー電気の供給の量の状況及びその見通し、電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、第十六条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うものとする。

4・5 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 1-③ 再生可能エネルギー発電設備の導入状況

(単位:万 kW、件、%)

再生可能エネルギー発電設備の区分等	固定価格買取制度開始前(平成 24 年 6 月末時点)の容量 A	固定価格買取制度開始後(平成 27 年 3 月末時点)					累積導入容量 F (A+E)	固定価格買取制度開始前の容量と累積導入容量との比較 F/A
		設備認定		導入(運転開始)		運転開始に至っていないもの 上段: B-D 下段: C-E		
		件数 B	容量 C	件数 D	容量 E			
太陽光	約 560 (27.2)	1,663,777 (99.9)	8,263.1 (94.2)	981,499 (100.0)	1,810.8 (96.5)	682,278 6,452.3	2,370.8 (60.2)	4.2
10kW未満	約 470 (22.8)	850,249 (51.1)	379.3 (4.3)	706,044 (71.9)	309.7 (16.5)	144,205 69.6	779.7 (19.8)	1.7
10kW以上	約 90 (4.4)	813,528 (48.9)	7,883.8 (89.9)	275,455 (28.1)	1,501.1 (80.0)	538,073 6,382.7	1,591.1 (40.4)	17.7
風力	約 260 (12.6)	315 (0.02)	229.1 (2.6)	45 (0.005)	33.1 (1.8)	270 196	293.1 (7.4)	1.1
水力	約 960 (46.6)	388 (0.02)	65.6 (0.7)	95 (0.01)	8.9 (0.5)	293 56.7	968.9 (24.6)	1.0
地熱	約 50 (2.4)	41 (0.002)	7.1 (0.08)	11 (0.001)	0.5 (0.03)	30 6.6	50.5 (1.3)	1.0
バイオマス	約 230 (11.2)	280 (0.02)	202.7 (2.3)	95 (0.01)	22.4 (1.2)	185 180.3	252.4 (6.4)	1.1
合計	約 2,060	1,664,801	8,767.6	981,745	1,875.7	683,056 6,891.9	3,935.7	1.9

- (注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。
 2 四捨五入の関係で、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
 3 () 内は、合計に対する割合である。

表 1-④ 電源別の発電電力量

(単位:億 kWh、%)

区分	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
火力	7,536 (78.9)	8,307 (88.3)	8,300 (88.3)	7,987 (87.8)
原子力	1,018 (10.7)	159 (1.7)	93 (1.0)	0 (0.0)
再生可能エネルギー	996 (10.4)	941 (10.0)	1,004 (10.7)	1,113 (12.2)
水力	863 (9.0)	787 (8.4)	800 (8.5)	818 (9.0)
合計	9,550	9,408	9,397	9,101

- (注) 1 電気事業連合会の資料に基づき当省が作成した。
 2 四捨五入の関係で、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
 3 () 内は、合計に対する割合である。

表 1-⑤ 買取価格の状況

(単位：円/kWh、年)

区分			買取価格				買取期間	
			平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度		
太陽光	出力 10kW 以上		40	36	32	29	20	
						27		
	出力 10kW 未満	自家発電設備等併設	出力制御対応機器設置義務なし	42	38	37	33	10
			出力制御対応機器設置義務あり				35	
	自家発電設備等併設なし	出力制御対応機器設置義務なし	34	31	30	27		
		出力制御対応機器設置義務あり				29		
風力	出力 20kW 以上	水上	22	36		20		
		陸上		22				
	出力 20kW 未満	陸上	55					
水力	出力 1,000kW 以上 3 万 kW 未満	全て新設設備設置	24	24		20		
		既設導水路活用型		14				
	出力 200kW 以上 1,000kW 未満	全て新設設備設置	29	29				
		既設導水路活用型		21				
	出力 200kW 未満	全て新設設備設置	34	34				
		既設導水路活用型		25				
地熱	出力 1.5 万 kW 以上		26			15		
	出力 1.5 万 kW 未満		40					
バイオマス	木質（間伐材等）	出力 2,000kW 以上	32	32		20		
		出力 2,000kW 未満		40				
	木質（製材端材、農作物残さ等）		24					
	木質（建設資材廃棄物）		13					
	一般廃棄物等（食品残さ等）		17					
	メタン発酵ガス（バイオマス由来）		39					

- (注) 1 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。
- 2 太陽光発電設備の出力 10kW 以上の平成 27 年度の上段は、平成 27 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの買取価格。下段は、同年 7 月 1 日以降の買取価格。
- 3 出力 10kW 未満の太陽光発電設備以外の発電設備に係る買取価格は、上記に消費税を加えた額となる。
- 4 ①特定の補助金の交付を受けて設置された発電設備に係る買取価格、②法の施行の日前に発電を開始した発電設備に係る買取期間、③特例太陽光発電設備（廃止された「太陽光発電の余剰電力買取制度」の対象であった太陽光発電設備で固定価格買取制度に移行した設備）に係る買取価格及び買取期間は、別途定められている。

表 1-⑥ 賦課金の状況

区 分		平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
賦課金単価 (円/kWh)		0.22	0.35	0.75	1.58
標準家庭 (電気使用量 300kWh/月) の賦課金の金額	月額 (円)	66	105	225	474
	年額 (円)	792	1,260	2,700	5,688
賦課金単価算定時の賦課金総額見込み (億円)		1,306	3,289	6,520	13,222
賦課金総額実績 (億円)		1,302	3,190	6,360	—

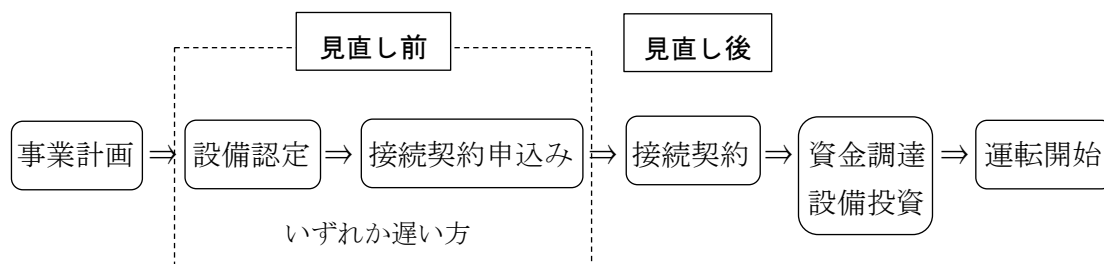
(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-⑦ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し

○ 太陽光発電設備に適用される買取価格の決定時期等の見直し

① 買取価格の決定時期の見直し

太陽光発電設備に係る買取価格の決定時期を、「接続契約申込時」から「接続契約時」に変更 (平成 24 年経済産業省告示第 139 号第 4 項及び第 5 項) (平成 27 年 4 月 1 日以降に受領された接続契約申込みから適用)



② 運転開始前に発電出力の増加を行う場合等の買取価格の決定時期の見直し

i) 運転開始前に、発電出力の増加又は太陽電池の基本仕様の変更を行った場合、変更認定時の買取価格を適用することに変更するとともに (平成 27 年 2 月 15 日以降の変更認定申請から適用)、ii) 運転開始後に、発電出力の増加を行う場合、増加部分を別設備として新たに認定し、その時点の買取価格を適用することに変更 (平成 27 年 4 月 1 日以降の別設備としての認定申請から適用) (施行規則第 10 条。平成 24 年経済産業省告示第 139 号第 4 項及び第 5 項)

○ 出力制御ルールの見直し

① 出力抑制の対象及び単位の見直し

電気事業者が、自らの発電設備の出力抑制等を行ったとしても電力の供給が需要を上回る場合に求めることができる出力抑制の対象範囲を、出力 500kW 以上の太陽光・風力発電設備から全ての太陽光・風力発電設備に拡大するとともに、出力抑制の単位を日数 (30 日/年) から時間 (太陽光 360 時間/年、風力 720 時間/年) に変更 (施行規則第 6 条第 3 号イ) (平成 27 年 1 月 26 日施行)

② 指定電気事業者の指定の拡大

出力抑制の上限（太陽光 360 時間/年、風力 720 時間/年）を超えても無補償で出力抑制を求めることができるものとして経済産業大臣が指定する電気事業者（指定電気事業者）に、従来の北海道電力株式会社のほか、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社を指定（平成 26 年経済産業省告示第 255 号）（平成 26 年 12 月 22 日施行）

○ **電力系統の接続枠の空押さえの防止**

電気事業者が電力系統への接続を拒むことができる正当な理由に、以下の①及び②を追加（施行規則第 6 条第 1 項第 4 号ホ及びへ）。（平成 27 年 1 月 26 日以降の接続契約申込みから適用）

- ① 接続契約の締結後 1 か月以内に工事費負担金が支払われない場合
- ② 接続契約上の運転開始予定日までに運転を開始しない場合

（注）経済産業省の資料に基づき当省が作成した。